

盛岡市小学生医療費給付要綱

(目的)

第1 この告示は、小学生に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって小学生の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法令等の規定による医療に要する費用の額をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で現に小学生を監護している者をいう。
- (5) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。
- (6) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証、被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。

(給付対象者)

第3 給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する小学生で医療保険各法に規定する被扶養者であるもの
- (2) 市の区域内に住所を有しない小学生で国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により市の国民健康保険の被保険者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(昭和48年告示第119号)の規定により医療費の給付を受けることのできる者
- (3) 盛岡市ひとり親家庭等医療費給付要綱(昭和54年告示第196号)の規定により医療費の給付

を受けることのできる者

(4) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により他の市町村の国民健康保険の被保険者である者

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により医療費の全額の給付を受けることのできる者

(受給者証の交付の申請等)

第4 この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ、小学生医療費受給者証交付（更新）申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、この告示による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めた者（以下「受給者」という。）にあつては小学生医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、受給資格がないと認めた者にあつては小学生医療費受給者証交付（更新）不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第5 受給者証の有効期間は、市長が当該小学生を受給資格があると認めた日から翌年の7月31日（当該受給資格があると認めた日が1月から7月までの間にある日であるときは、当該受給資格があると認めた日の属する年の7月31日）までとする。ただし、当該小学生が当該年度の期間にある日に12歳に達する場合で、受給資格があると認めた日が8月から翌年の3月までの間にある日であるときは、市長が当該小学生を受給資格があると認めた日から翌年の3月31日（当該受給資格があると認めた日が1月から3月までの間にある日であるときは、当該受給資格があると認めた日の属する年の3月31日）までとする。

(受給者証の更新の申請等)

第6 第4及び第5の規定は、受給者証の更新について準用する。この場合において、第4第1項中「この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「受給者証の更新を受けようとする保護者は、第5に規定する有効期間が満了する前に」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第4第1項の規定にかかわらず、受給資格等に変更がないことが明らかであると市長が認めた受給者にあつては、同項の申請を省略することができる。

(受給者証等の提示)

第7 受給者又はその保護者は、受給者が医療を受けようとするときは、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(給付の額)

第8 この告示による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担によって給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から入院外に係る医療費にあつて

は750円、入院に係る医療費にあつては2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から当該算定された額を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者及び当該受給者の監護者で主としてその収入によって当該受給者の生計を維持するものが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分（4月から7月までの間に当該受給者が医療を受けたときは、前年度分）の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、入院に伴う給付の額は、これらの規定により算定した額から当該入院に係る食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額を控除した額とする。

（給付の申請等）

第9 保護者は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から小学生医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を適当と認めた者にあつては小学生医療費給付決定通知書によりその旨を通知するとともに医療費を支給するものとし、不適当と認めた者にあつては小学生医療費給付不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

（受給資格等の変更の届出）

第10 保護者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに小学生医療費受給資格等変更届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 受給者の氏名又は住所

（2） 保護者の氏名、続柄又は住所

（3） 加入している医療保険の被保険者、組合員若しくは加入者の氏名若しくは続柄、種別、記号若しくは番号、保険者名若しくは所在地、資格取得年月日又は付加給付の有無

（4） 振込先の口座名義人、金融機関名、預金の種別又は口座番号

（5） 受給者及び主としてその収入によって当該受給者の生計を維持する監護者の市町村民税の課税の有無

（6） その他市長が必要と認めた事項

（給付の制限）

第11 受給者の疾病若しくは負傷が、第三者の行為によるとき又は自己の故意等医療保険各法の規定により保険給付の制限を受けるものによって生じたときは、第8に規定する給付の額の全部又は一部を給付しない。

(受給権の譲渡等の禁止)

第12 この告示による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第13 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による給付を受けた者に対し、当該給付した金額の全部又は一部を返還させることがある。

2 前項の規定による返還の通知は、小学生医療費返還通知書により行うものとする。

(受給者証の再交付)

第14 保護者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、小学生医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給者証の返還等)

第15 保護者は、受給者が受給資格の要件に該当しなくなったときは、速やかに市長に、小学生医療費受給資格喪失届を提出するとともに、受給者証を返還しなければならない。

制定文 抄

平成26年4月1日から施行する。